

令和3年4月26日

弊社は、大阪府下への緊急事態宣言の発出を受けて、以下の対応を実施いたします。
関係各位には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 朝の通勤時間帯において時差出勤を実施します。
2. 部分的に在宅での執務を実施します。
3. ご来訪いただきました際に手指の消毒をお願いいたします。
4. 社員に毎日の健康状態の報告を義務付けます。

なお、各担当者は業務用携帯を所持しておりますので、ご利用いただけますようお願いいたします。(業務用携帯の電話番号が不明な場合は、各担当者までお問合せいただけますよう御願いたします。)

上記は、本日より緊急事態宣言が解除されるまで実施することとし、期間中においても状況に応じて対応を変更いたします。

株式会社地域経済研究所